

特許権	判決年月日	平成30年10月29日	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10191号	
○「細胞分離方法」に係る発明につき、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が、明確性要件、サポート要件、実施可能要件の有無についての判断に誤りがあるとして、取り消された事例。			

(事件類型) 審決取消 (結論) 請求認容

(関連条文) 特許法36条4項1号, 6項1号, 2号,

(関連する権利番号等) 不服2016-2103号, 特願2010-256467号

判 決 要 旨

1 本件は、「細胞分離方法」に係る発明の特許出願(特願2010-256467号)についての拒絶不服審判請求を不成立とした審決の取消しを求めた事案である。

2 審決(不服2016-2103号)は、特許請求の範囲である請求項の「中間水の量」という文言につき、当業者は、発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識から、「中間水の量」をどのように算出したらよいのか、理解できるとは認められないとして、本願は、①特許請求の範囲を明確に特定できず、②本願明細書の中間水量が記載された具体的な組成物以外の特許請求の範囲に属する組成物については、課題が解決できると認識することはできず、③発明の詳細な説明が、特許請求の範囲に記載された発明を当業者が実施することができる程度に明確且つ十分に記載したものとは認められないと判断した。

3 本判決は、次のとおり、発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識から、「中間水の量」の算出方法を明確に理解することができるとして、上記①～③の判断をいずれも誤りであると認定し、審決を取り消した。

(1) 「中間水」の概念は、本願の発明者が構築したものであることが認められるところ、本願の発明者の「中間水」の概念をその内容に含む研究は、平成21年に日本バイオマテリアル学会科学奨励賞を受賞したことが認められる。

(2) 本願発明については、医療、生体材料等の分野における研究者、企業等が、その当業者に該当すると解されるところ、日本バイオマテリアル学会は、大学、研究機関、病院、医療機器メーカー等の研究者により構成されており、賛助会員には、化学メーカー、医療機器メーカー、製薬会社等が含まれているのであって、その構成員は、本願発明における当業者に該当すると解される。

(3) そうすると、前記(1)の研究内容は、日本バイオマテリアル学会の構成員や関係者には、平成21年の時点において、知られており、注目されていたと認められるのであって、本願明細書に記載された内容の「中間水」の概念は、本願出願時において、当業者の技術常識になっていたと認めることができるというべきである。

(4) 本願明細書には、中間水について、少なくとも -40°C 付近の温度において、規則化（コールドクリスタリゼーション）する傾向を強く有するものと推察されること、規則化する強い傾向の存在により、不規則な状態で凝固した状態からの加熱において、 -40°C 付近で規則化に伴う発熱がみられること、規則化に伴う発熱量は、規則化を生じている水の量、すなわち、中間水の量に比例するものと推察されることが記載されている。

中間水の量（Wfb）は、次の式のとおり、低温結晶化した水におけるエンタルピー変化量（ ΔH_{cc} ）と、水の融解熱（ C_p ）から得ることができることが理解される。

$$Wfb = \Delta H_{cc} / C_p$$

この式を変形すると、 $\Delta H_{cc} = C_p \times Wfb$ となり、低温結晶化した水におけるエンタルピー変化量（ ΔH_{cc} ），すなわち、コールドクリスタリゼーションに伴う発熱量は、比例定数を C_p として、中間水の量（Wfb）に比例するといえる。

このことも、日本バイオマテリアル学会の構成員や関係者には、平成21年の時点において、知られていたと認められるのであって、本願明細書に記載された内容の「中間水」の量の計算方法は、本願出願時において、当業者の技術常識になっていたと認められることができるというべきである。

(5) そして、 C_p は、純水の融解熱と等しいと考えられ、純水の融解熱が $334\text{J} / \text{g}$ であることも、当業者の技術常識であったと認められる。

(6) したがって、当業者は、中間水の量の算出方法については、本願明細書の記載及び本願出願時の技術常識に基づいて明確に理解することができたというべきである。